

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年5月1日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第1号

専決処分書

令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

令和元年度

亀岡市一般会計補正予算（第6号）

## 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度亀岡市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

66,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,902,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和2年3月31日専決

亀岡市長 桂川孝裕

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 6,889,601	千円 26,040	千円 6,915,641
	1 地方交付税	6,889,601	26,040	6,915,641
15 国庫支出金		5,595,758	24,960	5,620,718
	2 国庫補助金	2,258,931	24,960	2,283,891
19 繰入金		1,266,564	15,000	1,281,564
	2 基金繰入金	1,122,842	15,000	1,137,842
歳入合計		36,836,800	66,000	36,902,800

## 2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 13,666,924	千円 21,000	千円 13,687,924
	1 社会福祉費	7,205,507	5,000	7,210,507
	2 児童福祉費	5,102,597	16,000	5,118,597
7 商工費		961,151	45,000	1,006,151
	1 商工費	961,151	45,000	1,006,151
歳 出 合 計		36,836,800	66,000	36,902,800

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
3民生費	1社会福祉費	高齢者等買物代行事業	5,000
	2児童福祉費	特別保育事業	16,000
		公立保育所等施設運営事業	8,460
7商工費	1商工費	地域経済緊急対策事業	35,000
		緊急観光対策事業	10,000
10教育費	4幼稚園費	子ども子育て支援事業	500